

## 投資顧問契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、投資顧問契約を締結していただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

株式は、株価の変動により、損失が生じるおそれがあります。また、外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

弊社のレポート等をご覧いただき、株式を売買される場合には、お客様の判断に基づき、お客様の自己責任で売買していただきます。弊社のレポートに基づき、お客様が株式を売買された結果、お客様に損失が生じた場合であっても、弊社は責任を負いませんことをあらかじめご了承ください。

### 手数料など諸費用について

日本株レポートの会員、中国株レポートの会員のいずれも、3ヶ月は9,000円、6ヶ月は17,000円、12ヶ月は34,000円の料金をいただきます。その他の手数料等は、いただいておりません。

### 株式投資は、株価の変動や為替相場など金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

### 株式投資は、株券の発行者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

株券の発行者の信用状況に変化が生じた場合、株価が変動することによって売買損が生じる場合があります。

### 信用取引等について

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

また、信用取引の対象となっている株式の発行者又は保証会社等の業務又は財産の状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象

となっている株式の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

### **投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります**

投資顧問契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用があります。

### **投資顧問契約の概要**

投資顧問契約は、株式の価値等又は株式の価値等の分析に基づく投資判断に関し、弊社が助言を行い、お客様から報酬をいただく契約です。

### **投資顧問契約に関する租税の概要**

投資顧問契約の締結には、消費税が課税されます。弊社の料金は内税となっております。また、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

### **投資顧問契約の終了**

投資顧問契約は、お客様のご希望により、会員期間最終日に終了いたします。会員期間終了の10日前までにお申し出ください。

### **クーリング・オフ**

契約締結時の書面を受け取った日から起算して10日以内に、書面により契約を解除することができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として、内閣府令に定める通り、解除時まで投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合には、投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額、又は投資顧問契約の契約期間の全期間に係る報酬の額を当該契約期間の総日数で除して得た額に、お客様が契約締結時に交付する書面を受領した日から解除時までの日数を乗じて得た額に相当する金額（以下「当該金額」といいます。）をいただきます。報酬の前払いを受けているときは、当該金額を除き、返還いたします。

### **弊社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

弊社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第3項第1号に掲げる投資顧問契約に基づく助言です。当該助言は、webサイトで日本株レポート又は中国株レポートの配信によって行います。

### **助言の内容及び方法**

国内外の株式の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行います。

日本株会員：日々、毎週、適時にレポートを更新（コンテンツにより異なります）

中国株会員：日々、毎週、適時にレポートを更新（コンテンツにより異なります）

## その他

弊社は、次のことが法律で禁止されています。

- 1．弊社が、顧客を相手方として又は顧客のために、有価証券の売買等金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号に掲げる行為を行うこと。
- 2．弊社及び弊社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭・有価証券の預託を受けること。
- 3．顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

## 当社の概要

商号等	ライジングブル投資顧問株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1131号		
住所	〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町1番5号八二一箱崎ビル2F		
加入協会	社団法人日本証券投資顧問業協会加入		
主な事業	投資助言業務		
資本金	1,550万円		
役員の氏名	代表取締役	藤村	哲也
	取締役	藤村	恒雄
	取締役	藤村	和子
	取締役	西野	匡
	監査役	祖一	美佳
主要株主	藤村	哲也	
	藤村	恒雄	
	西野	匡	
分析者	藤村	哲也	
	西野	匡	

林 正巳  
長谷川 伸一  
祖一 章雄  
松村 卓也  
高橋 由恵

投資判断者

藤村 哲也  
西野 匡  
林 正巳  
長谷川 伸一  
祖一 章雄  
松村 卓也  
高橋 由恵

助言者

藤村 哲也  
西野 匡  
林 正巳  
長谷川 伸一  
祖一 章雄  
松村 卓也  
高橋 由恵

連絡先

03 ( 5641 ) 5603